２０２５年5月２１日

各　位

会　社　名　イ　チ　カ　ワ　株　式　会　社
代　表　者　名　代表取締役社長　矢崎孝信
（コード番号　３５１３　東証スタンダード）
問　合　せ　先　執行役員総務部長　山崎　敦
（TEL.　０３－３８１６－１１１１）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2025 年 6 月 26 日開催予定の第 101 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）今後の事業内容多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

（２）当社はこれまでも法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役を選任しておりましたが、補欠監査役の選任及び選任決議の有効性を明確にするため、現行定款第 30 条について所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則 （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～7.　（条文省略） （新設） ８.前各号に附帯又は関連する一切の事業	第１章　総則 （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～7.　（現行どおり） ８.事業投資 ９.前各号に附帯又は関連する一切の事業
第５章　監査役及び監査役会 （選任） 第 30 条　監査役は、株主総会において選任する。 ②　前項の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要し、その過半数の決議をもって行う。 （新設） （新設）	第５章　監査役及び監査役会 （選任） 第 30 条　（現行どおり） ②　（現行どおり） ③　当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催の時までとする。

３．日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2025年6月26日（木曜日）
定款変更の効力発生予定日	2025年6月26日（木曜日）

以　上